

鹿児島県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務に必要な医療意見書のオンライン化を推進するため、予算の定めるところにより、次条に定める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（令和4年5月25日厚生労働省発健第0530第5号）、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（令和4年3月31日健発0530第12号）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第十一号）第7条の10の規定に基づき指定を受けた指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。

(補助対象経費、補助金額及び交付限度額)

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、これに対する補助金額及び交付限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額※	交付限度額
国が行う小児慢性特定疾病児童等データベースの改修に伴い、補助対象事業者が当該データベースへの医療意見書のオンライン登録を行うにあたり、環境整備に要した経費で①又は②のいずれか。 (通信費等の維持経費は対象外。) ① 院内システムの改修費 ② ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用のパソコン購入費等	補助対象経費×1/2	50千円

※ 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 基本情報連絡票（別記第1号関係別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別記第1号関係別紙2）
- (3) 補助金収支精算書（別記第1号関係別紙3）
- (4) 納品書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 補助対象事業の概要を示す写真
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか

早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、国の小児慢性特定疾病児童等データベースに医療意見書をオンライン登録することとする。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は精算払いにより交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第3号様式のとおりとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月20日から施行する。